

虚偽の申告又は報告をしますと、地方税法第四十二条の二十により処罰される場合があります。

特定小型原動機付自転車の場合チェックしてください。

該当する箇所にチェック☑してください。

生年月日・電話番号も忘れずに記入してください。

住民登録地が富士吉田市ではない場合は、こちらに現在の居住地を記入してください。あわせて下記の書類が必要です。

- ・住民登録地の確認書類(住民票、運転免許証等)
- ・居住地の確認書類(氏名・住所記載の賃貸借契約書、公共料金の領収書等)

納税義務者本人以外が手続きされる場合は届出者欄に記入してください。

特定小型原動機付自転車の場合記載してください。

を販売又は譲渡したことを証明します。

届出者が業者様の場合は、提出者個人についても記入してください。頻繁に来庁される業者様でも、毎回本人確認が必要となりますので、必ず本人確認のできる身分証明書をお持ちください。

この欄が空欄のときは、別途「販売証明書」または「譲渡証明書」が必要となります。

**納税義務者と届出者が異なる場合は
内容を確認の上、チェックしてください。**

※登録者が18歳未満の場合、親権者等が下記を記載

※Dが2種類 又は Dとしてそれぞれ1種類 Cから2種類は不可

第33号の5様式 記載要領(新規・変更用)

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□(チェック欄)のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5 その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、()内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

- ・ 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
- ・ 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ・ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。